

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

貸 方 (資金をどのようにして調達したか)

【負債の部】

1. 固定負債	
(1) 地方債	5,081,549
(2) 債務負担行為	
① 物件の購入等	0
② 債務保証または損失補償	0
債務負担行為計	0
(3) 退職給与引当金 *2	1,988,588
固定負債合計	7,070,137

2. 流動負債	
(1) 翌年度償還予定額	362,803
(2) 翌年度繰上充用金	0
流動負債合計	362,803

負債合計 7,432,940

【正味資産の部】

1. 国庫支出金	7,905,976
2. 都道府県支出金	4,081,544
3. 一般財源等	38,981,881
正味資産合計	50,969,401

負債・正味資産合計 58,402,341

*2 年度末に町職員全員が退職したと仮定した場合に支払われる退職金の合計額

【負債の部】について

資産を取得するために借り入れたお金で、将来にわたって負担していかなければならないものです。

1. 固定負債

町の長期借入金である地方債の残高や町職員の退職金相当額など

2. 流動負債

平成17年度に支払う地方債の返済額など

【正味資産の部】について

資産形成のために、これまでの世代が負担してきた額です。

1. 国庫支出金 2. 都支出金

町が現在保有している資産のうち、国や都が負担した金額

3. 一般財源等

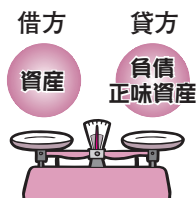
町が現在保有している資産のうち、住民が納めた町税等により負担した金額

● バランスシートの見方

これまで形成した資産を左側「借方」に、資産を取得するための財源である負債や正味資産を右側「貸方」に表しています。

● 表の左側と右側が必ず一致

「借方」と「貸方」が同額になって釣り合うことから、バランスシートと呼ばれています。



バランスシート

平成16年度末の町の資産や負債の状況

バランスシートとは、町の資産や負債（町の借金）等の状況を一覧表にまとめた報告書のことです。
これを見ると、町が資産（建物や土地など）をどのくらい保有し、その資産を得るためにどのくらい国や都から補助金をもらったり、借金をしたのかが分かります。

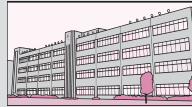
バランスシート

[資産の部]について

今までに取得し、将来の世に残る財産である町の土地や建物、積立金、現金・預金などです。

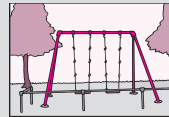
1.有形固定資産

町が保有している土地や建物、道路、公園などの不動産や車両等の備品など



2.投資等

外部団体への出資金や使い道を限定されている積立金など



3.流動資産

現金・預金、財源不足を補うための積立金や年度末までに納期が過ぎても納められていない町税など

●バランスシートから分かること

～平成15年度との比較～

◎資産 約584億円

資産合計では、約4億9千万円増加しています。

有形固定資産が約12億8千万円（箱根ヶ崎駅東西自由通路等建設工事、駅前自転車等駐車場建設工事等により）増加しています。

投資等が約8億2千万円（前記工事等のため特定目的基金の取り崩しを行ったことにより）減少しています。

流動資産が約3千万円増加となっています。

資産合計のうち、有形固定資産は83%、投資等は12%、流動資産は5%を占めています。

◎負債 約74億円

負債合計では、約8億7千万円増加しています。

そのうち地方債が約8億5千万円を占めています。

これは、厳しい財政状況による財源確保のために借り入れた町債（臨時財政対策債、箱根ヶ崎駅東西自由通路等建設事業債等）によるものです。

負債・正味資産合計のうち、負債は13%を占めています。

◎正味資産 約510億円

正味資産合計では、約3億8千万円減少しています。正味資産の構成は、将来返済する必要がない資金を国と都、町がどのくらい出し合っているかを表します。

負債・正味資産合計のうち、正味資産は87%を占めています。

借 方 （資金を使った結果何になったか）

[資産の部]

1.有形固定資産

(1)総務費	3,700,894
(2)民生費	3,329,571
(3)衛生費	1,542,704
(4)労働費	3,835
(5)農林水産業費	174,533
(6)商工費	19,168
(7)土木費	20,851,697
(8)消防費	571,648
(9)教育費	18,488,131
(10)その他	76,674
計	48,758,855
(うち土地)	23,084,945)

有形固定資産合計 48,758,855

2.投資等

(1)投資および出資金	17,282
(2)貸付金	0
(3)基金	
①特定目的基金	5,932,212
②土地開発基金	496,414
③定額運用基金	0
基金計	6,428,626
(4)退職手当組合積立金 *1	292,328

投資等合計 6,738,236

3.流動資産

(1)現金・預金	
①財政調整基金	1,734,026
②減債基金	527,974
③歳計現金	190,552
現金・預金計	2,452,552
(2)未収金	
①地方税	440,702
②その他	11,996
未収金計	452,698

流動資産合計 2,905,250

資産合計 58,402,341

*1 退職金の支給に備えて、町が加入している退職手当組合の資産の持ち分相当額

○債務負担行為に係る補償等

数年にわたる工事や債務等、将来の支払いを約束した額を表示しています。

①物件の購入等に係るもの	9,946,385	千円
②債務保証および損失補償に係るもの	1,296,759	千円
③利子補給等に係るもの	0	千円

問合せ 財政課 TEL 557-7483

素敵な名前をつけてください

道路の愛称を募集！

問合せ 建設課 TEL557-7641

町民の皆さんに親しまれる道路にするため、平成15年度より町の道に愛称をつけ、4路線に表示板を設置しました。今年度は、新たに4路線（別図）の愛称を募集します。

愛称は応募された中から、道路名称検討委員会が決定します。決定された愛称は、広報で発表し、表示板を設置します。

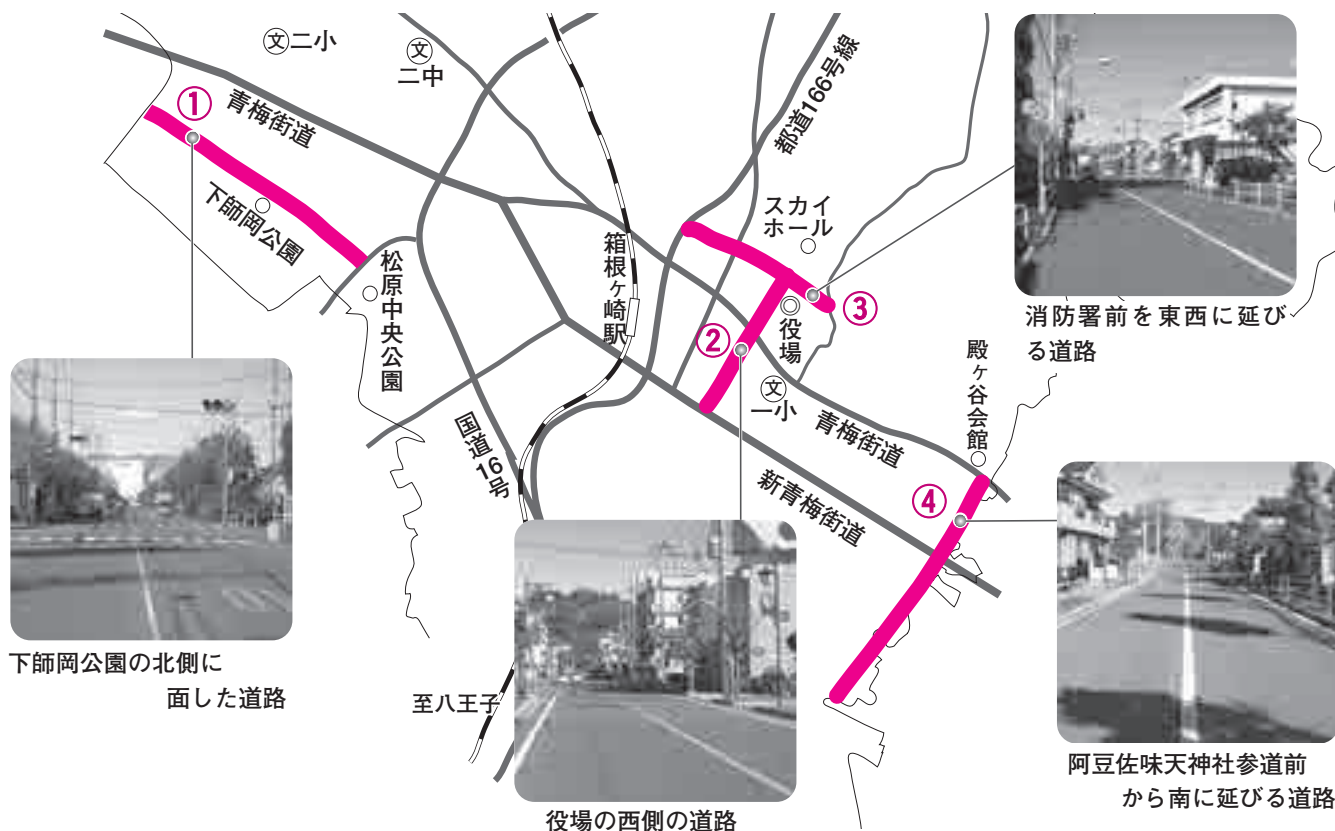
応募方法

応募用紙と応募箱を次の場所に設置します。必要事項をご記入の上、ご応募ください。

【設置場所】

役場1階ロビー（テレビ前）・建設課、図書館、スカイホール、武蔵野コミュニティセンター

応募期間 1月16日(月)～2月15日(水)



日米親善

地域交流台同演奏会

テーマは「Tomodachi (ともだち)」

今年度のテーマである「Tomodachi (ともだち)」は、前回のコンサートで初めて披露された「ともだちマーチ」のメロディであり、これからも友好の輪を広げ、お互いを認め合う「真のともだち」となることを誓うものです。

今回は、瑞中、二中の吹奏楽部も参加し、さらにパワーアップしたステージをお届けします！



日時 2月5日(日) 午後1時開場 午後2時開演

場所 スカイホール大ホール

内容

▼第1部 瑞穂青年吹奏楽団、

ハーモニー・イン・ミズホ

▼第2部 米国空軍太平洋音楽隊

(パシフィックプラス)

▼第3部 瑞穂青年吹奏楽団、ハーモニー・イン・ミズホ、米国空軍太平洋音楽隊による合同演奏(瑞中、二中の吹奏楽部の参加あり)

入場料 無料

※定員になり次第、入場をお断りします。また、小学校入学前のお子様はご遠慮ください。

問合せ 企画課 TEL557-7469

平成18年度 嘱託員と臨時職員(パート)登録者 募集

応募期限 1月31日(火)まで

※臨時職員の一般事務の登録は随時受け付けます。

応募方法

いずれも自筆の履歴書(写真貼付)1通を総務課へ提出してください。

問合せ

▶履歴書について

…総務課へ ☎557-7492

▶仕事内容について…各担当へ

◎嘱託員の募集 (雇用期間 4月1日～平成19年3月31日)

職種等	人数	仕事の内容	対 象	資格・要件等	勤務時間等	担 当
石畑保育園 保 育 士	若干名	保育業務	45歳くらい までの方	保育士資格	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (早番、遅番あり)	石畑保育園 ☎557-2780
石畑保育園 用 務 員	1 名	整備・清掃等	65歳くらい までの方		月～金曜日 午前8時30分～午後5時	
あすなろ児童館 指 導 員	1 名	事務・遊びの指導等	40歳くらい までの方	保育士・教員資格をお持ちの 方(取得見込みを含みます) または保育経験者	一般職員に準じます	あすなろ児童館 ☎557-7766
学童保育クラブ 指 導 員	若干名	保育・指導	60歳くらい までの方		月～土曜日のうち5日間 原則として一日4時間	
道 路 維 持 補 修 員	若干名	町道および河川の 維持補修業務	63歳くらい までの方	普通運転免許	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	建設課 ☎557-7641

※賃金・その他勤務条件は、瑞穂町嘱託員の設置に関する要綱によります。

◎臨時職員の登録 (登録期間 4月1日～平成19年3月31日)

職 種	対 象	資格・要件等	勤務時間等	担 当
一 般 事 務 ①②	昭和21年4月2日から 昭和60年4月1日まで に生まれた方	簡単なパソコン操作の できる方	①月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ②月曜日を除く週4～5日 午前9時～午後5時	時間については 相談に応じます
①税務課 ☎557-7529、武蔵野コミュニティセンター ☎550-0555 ②郷土資料館 ☎568-0634				
臨 時 保 育 士	65歳くらいまでの方	保育士資格	月～金曜日 午前7時30分～午後7時の 内、2～7時間勤務	石畑保育園 ☎557-2780
学童保育クラブ 指 導 員	60歳くらいまでの方	保育士・教員資格をお 持ちの方(取得見込み を含みます)または保 育経験者	月～土曜日のうち5日間 原則として一日4時間	あすなろ児童館 ☎557-7766
学 校 事 務	50歳くらいまでの方	簡単なパソコン操作の できる方	月～金曜日 一日5時間	学校教育課 ☎557-6683
給 食 作 業 員			月～金曜日 一日4.5時間	
適 応 指 導 教 室 指 導 員		教員資格	月～金曜日 一日4時間	
ス カ イ ホール 管 理 業 務	65歳くらいまでの方		年末年始を除く毎日 午後5時～10時30分 ビューパーク・スカイホールの巡回	社会教育課 ☎557-7070

※賃金・その他勤務条件は、瑞穂町臨時職員の雇用に関する実施要綱によります。

西多摩衛生組合 物品買入れ等入札参加資格審査の受付

平成18・19・20年度の物品買入れ
等の入札参加資格審査申込書を受け
付けます。

詳しくは、お問い合わせください。

【申込書の配布】

配布期間 1月10日(火)～30日(月)

※申込書は当組合ホームページ内
のお知らせからダウンロードし
てください。

※インターネット環境の無い方
のみ西多摩衛生組合で配布します。

ホームページ <http://www.nishiei.or.jp>

【申込書の受付】

日 時 1月23日(月)～30日(月)
午前9時～午後4時

場所・問合せ

西多摩衛生組合 総務課

☎554-2409

税

確定申告

問合せ 青梅税務署 TEL0428 (22) 3185

所得税は、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度を採用しています。申告をしなければならない人がなかったり、期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければならないことになります。確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

所得税の「確定申告」

平成17年分の所得税の確定申告をしなければならない人は、**事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方、給与所得者の方で平成17年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方や、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方**などです。

所得税が還付されることもあります

確定申告をする必要のない給与所得者の方でも、**高額な医療費を支払った場合や、住宅等を取得し新しく住宅ローンを借り入れたとき、年の途中で退職しその後就職していないため、年末調整を受けていない方**などは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

還付のための申告書は、2月16日(木)以前でも提出できます。

青梅税務署による出張申告相談

給与所得者・年金所得者・農業所得者・小規模事業者の方にはぜひ、この機会をご利用ください。

日時 2月10日(金)・13日(月)
▶午前9時30分～11時30分
▶午後1時～3時

場所 町民会館ホール
内容 確定申告書の作成アドバイス、相談および受付を行います。

税理士による小規模事業者のための確定申告無料相談

日時 2月21日(火)～24日(金)
▶午前9時～11時30分
▶午後1時～3時30分

場所 町民会館ホール



税務署窓口での相談と申告書の受付

期間
2月16日(木)～3月15日(水)

※申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱に投かんすることにより、提出できます。

確定申告期間中の税務署は大変混雑しますので、「**郵送による提出**」をお勧めします。



◎国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

◎タックスアンサー

税金に関する疑問に、コンピュータがインターネット・電話音声・FAXでお答えします。

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>

福生警察署からお知らせ
振り込め詐欺にご注意を!
福生警察署管内では、「振り込め詐欺」が多発しています。
突然、電話がかかってきても
○あてない
○すぐにお金を振り込まない
○事実を確認する



問合せ 福生警察署生活安全課防犯係

TEL 551-0110

文化財消防演習

日時 1月29日(日) 午前11時から
場所 元狭山神社

この演習は、文化財防火デーに伴う神社仏閣などの火災に対する消防活動の技術を磨き、文化財に対する防火意識を高めるために行われます。

出初式

先着200名に
粗品をプレゼント

日時 1月8日(日) 午後1時30分から
場所 町営第2グラウンド
(雨天の場合は町民会館ホール)

※当日午前9時にサイレンを鳴らしますので、火災と間違えないようにお願いします。

瑞穂町消防団

問合せ 地域振興課 TEL 557-7610

国保 老人医療費を大切に使いましょう

問合せ 住民課 TEL 557—7578

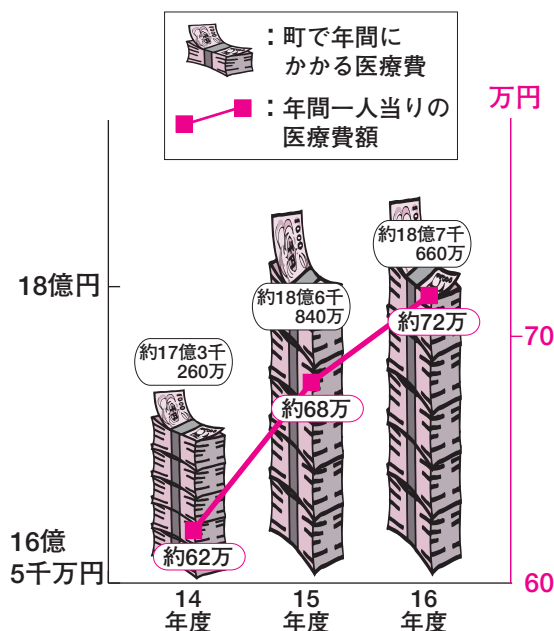
年々増加傾向にある国民医療費の中で、老人医療費の占める割合が大きくなっています。医療費が増え続けると、医療制度が成り立たなくなり、安心してお医者さんにかかることができなくなることも予想されます。

わたしたちのまちの老人医療費の現状を正しく知り、医療費をより有効に使えるようにみなさんも考えてみましょう。

グラフは町の老人医療費の推移を示したものです。高齢社会になるとともに、生活習慣病など慢性的な病気にかかる人の割合が増えるなど、老人医療費は年々増加していることがわかります。

次のことに気をつけるだけで医療費の節減につながります。ご協力ください。

- ①お医者さんの掛け持ちはやめましょう。
- ②時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
- ③薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。
- ④掛かり付け医を持ちましょう。
- ⑤お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。
- ⑥定期的に健康診断を受け、病気の早期治療を心掛けましょう。



負担額が軽減される
場合があります

老人保健法による
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請

老人医療受給者証をお持ちの方が、一定の条件（表1）に該当する場合、負担額が軽減（表2）されますので、「減額認定証」の交付申請をしてください。

（表1）一定の条件

所得Ⅱ	世帯主および世帯員全員が平成17年度住民税非課税の方
所得Ⅰ	世帯主および世帯員全員とも平成17年度住民税非課税で、所得区分ごとに必要経費・控除（公的年金等控除額は65万円）を差し引いた各所得がいずれも0円となる世帯に属する方 （例）年金収入が65万円以下の方

（表2）軽減される負担額

区分	外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時食事療養費 (1日当たり)
所得Ⅱ	8,000円	24,600円	650円(90日までの入院) 500円(過去12カ月で90日を超える入院)
所得Ⅰ		15,000円	300円

◎一般（自己負担1割）の方は、外来のみが12,000円、外来+入院は40,200円、入院時食事療養費は1日当たり780円です。

◎一定以上所得者（自己負担2割）の方は、外来のみが40,200円、外来+入院は、72,300円+（医療費-361,500円）×1%、入院時食事療養費は、1日当たり780円です。



申請に必要なもの

- ①保険証
- ②老人医療受給者証
- ③印鑑
- ④世帯主および世帯全員の住民税非課税証明書（平成17年1月2日以後に他区市町村から転入された方のみ）
- ⑤病院発行の領収書（90日を超える場合のみ3カ月分のもの）